

平成23年3月7日

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

議案第40号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案 【資料1】 ----- 1頁

所管事項報告

(重点調査)

- * 三重県暴力団排除条例の施行に向けた取組みについて
【資料2】 ----- 2頁
- * 犯罪情勢について
【資料3】 ----- 3頁
- * 交通事故の発生状況と交通事故抑止対策について【資料4】 ----- 5頁

三重県警察本部

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うもの。

2 改正内容

警察官の定員を3人増員（全国で833人の警察官増員）

区 分	現 行	改正後	増 減
警 視	112人	112人	0人
警 部	232人	232人	0人
警部補及び巡査部長	1,753人	1,755人	2人
巡 査	917人	918人	1人
計	3,014人	3,017人	3人

3 施行期日

規則で定める日から施行

三重県暴力団排除条例の施行に向けた取組みについて

1 公安委員会規則の概要

- 第7条「不当要求行為」の定義
- 第17条「青少年に対する行為の禁止」に係る中止命令
- 第18条「暴力団事務所の開設及び運営の禁止」に係る保護対象施設
- 第26条「旅館事業者等からの暴力団排除対策」に係る事業者
- 義務違反者に対する調査、勧告、公表の手續

を規定した「三重県暴力団排除条例施行規則（平成23年三重県公安委員会規則第1号）」が、本年1月28日に制定され、4月1日から施行されます。

2 広報啓発活動の推進状況

本条例の制定後、関係部局、団体と連携を図り、

- 新聞、ラジオ、テレビなどのマスメディアによる広報啓発活動
- リーフレット、ポスターの作成、配布
- 暴力団排除組織や関係業界の会合等における暴力団情勢や条例の説明

など、積極的な広報啓発活動を継続実施しています。

また、県条例の施行に合わせ、愛知、岐阜、三重の三県本部長による「東海三県警察本部長会議」の開催が3月30日に予定されています。

3 市町暴力団排除条例の制定に向けた取組み

すべての市町において、県条例の施行と合わせた制定、施行に向け、取り組んでいただいています。

また、本条例の効果的な運用を図るため、「平成23年度県と市町の地域づくり連携協働協議会」の検討テーマに本条例を提案し、県と市町の具体的な連携・協力の方法の検討をしていくこととしています。

4 条例施行後の主な取組み

(1) 条例施行日における啓発キャンペーン等

三重県生活・文化部を始めとする関係行政機関及び団体と連携し、条例施行日に、通勤、通学時間帯の主要駅において、条例施行の周知を図るための「暴力団排除条例施行キャンペーン」を予定しています。

また、本年5月20日に開催が予定されている「暴力追放三重県民大会及び民暴全国大会」においても、本条例の広報啓発を図るためのイベント等の開催を予定しています。

(2) 県民アンケートの実施

条例の県民に対する浸透状況を把握し、以後の広報啓発活動に資するため、条例の施行に合わせ、県が所管する「eモニター（電子アンケート）」制度を活用した県民アンケートを実施します。

犯 罪 情 勢 に つ い て (平成22年中)

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成22年	23,425	6,480	3,320	27.7%
平成21年	25,540	6,624	3,579	25.9%
増減数(率)	-2,115(-8.3%)	-144(-2.2%)	-259(-7.2%)	+1.8P

- 平成22年中の認知件数は23,425件で、平成21年と比べ2,115件、率にして8.3%減少しています。
- 検挙件数は6,480件で、平成21年と比べ144件、率にして2.2%減少したものの、検挙率は27.7%で、前年と比べ1.8ポイント増加しています。

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検 挙 率
平成22年	57	46	45	80.7%
平成21年	89	63	58	70.8%
増減数(率)	-32(-36.0%)	-17(-27.0%)	-13(-22.4%)	+9.9P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦

- 平成22年中の認知件数は57件で、平成21年と比べ32件、率にして36.0%減少しています。
- 検挙件数は46件で、平成21年と比べ17件、率にして27.0%減少し、検挙率は80.7%で前年と比べ9.9ポイント増加しています。

3 振り込め詐欺

	認知件数	被 害 金 額
平成22年	52	約2,330万円
平成21年	125	約8,930万円
増減数(率)	-73(-58.4%)	-約6,600万円(-73.9%)

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 平成22年中の認知件数は52件で、平成21年と比べ73件、率にして58.4%、被害額は2,330万円で、平成21年と比べ約6,600万円、率にして73.9%それぞれ減少しています。

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団勢力

平成22年末現在の暴力団勢力は、35団体920人となっています。

(2) 暴力団犯罪

	検挙人員		
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成22年	268	185	83
平成21年	246	189	57
増減数(率)	+22(+8.9%)	-4(-2.1%)	+26(+45.6%)

○ 平成22年中の検挙人員は268人で、前年同期と比べ22人、率にして8.9%増加しています。

○ 検挙人員のうち、刑法犯が185人で、全体の69.0%を占め、特別法犯が83人で、全体の31.0%を占めています。

(3) 銃器・薬物犯罪

	けん銃押収状況		薬物犯	
	押収数	うち暴力団	検挙人員	
				うち暴力団
平成22年	10	2	171	84
平成21年	9	2	151	59
増減数(率)	+1(+11.1%)	±0(-)	+20(+13.2%)	+25(+42.4%)

※ 数値は暫定

○ 平成22年中のけん銃押収状況は10丁で、平成21年と比べ1丁、率にして11.1%増加しています。

○ 平成22年中の薬物犯検挙状況は171人で、平成21年と比べ20人、率にして13.2%増加しています。

5 来日外国人犯罪

	検挙人員		
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成22年	156	112	44
平成21年	241	179	62
増減数(率)	-85(-35.3%)	-67(-37.4%)	-18(-29.0%)

※ 数値は暫定

○ 平成22年中の検挙人員は156人で、平成21年と比べ85人、率にして35.3%減少しています。

○ 検挙人員のうち、刑法犯が112人で、全体の71.8%を占め、特別法犯が44人で、全体の28.2%を占めています。

交通事故の発生状況と交通事故抑止対策について

1 交通事故発生状況

平成22年の死者数は135人で、前年比23人増加したが、人身事故件数、負傷者数は減少した。

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総事故件数	67,227	65,376	62,774	61,793	60,399	63,005
人身事故件数	13,441	13,123	12,790	11,886	11,372	11,275
死亡事故	159	157	117	109	109	125
死者数	163	167	118	110	112	135
負傷者数	17,874	17,610	16,957	15,608	15,126	14,878
物損事故件数	53,786	52,253	49,984	49,907	49,027	51,730

2 交通死亡事故の特徴

- (1) 高齢死者の構成率が高い
 高齢死者～71人 構成率52.6% (全国50.4%)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
高齢死者数	67	70	55	56	65	71
構成率	41.1%	41.9%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%

- (2) 飲酒運転の事故が依然として後を絶たない
 飲酒運転死亡事故～6件 構成率5.0% (全国6.6%) ※構成率は原付以上の第一当事者に占める割合

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
飲酒死亡事故件数	23	24	8	10	7	6
構成率	15.5%	17.5%	7.8%	9.7%	6.9%	5.0%

- (3) シートベルトの非着用死者が多い
 四輪乗車中死者～65人中34人 非着用率52.3% (全国46.3%)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
四輪乗車中死者数	75	71	48	37	44	65
非着用者数	48	40	24	20	31	34
構成率	64.0%	56.3%	50.0%	54.1%	70.5%	52.3%

- (4) 交通弱者（歩行者・自転車乗車中）の死者が多い
交通弱者～53人 構成率39.3%（全国48.8%）

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
歩行中死者数	38	47	44	34	39	37
自転車死者数	16	17	11	16	13	16
合 計	54	64	55	50	52	53
構 成 率	33.1%	38.3%	46.6%	45.5%	46.4%	39.3%

3 交通事故抑止対策

- (1) 交通指導取締りの強化
- (2) 安全・安心な交通環境の整備
- (3) 交通安全教育・広報啓発活動の推進

4 交通死亡事故抑止重点対策（4S対策の推進）

本県の交通死亡事故の特徴を踏まえ、4S（シルバー、シートベルト、サケ、スピード）の頭文字に重点を置いた対策を推進する。

(1) 高齢者の交通事故防止対策（1S：シルバー対策）

- 高齢者交通安全教育ステップアップ事業
各警察署ごとに協議会を設立し、地域ぐるみで交通安全教育を推進
- 交通安全アドバイザーによる交通安全教育・啓発活動事業
参加・体験・実践型の教育・啓発活動を実施

(2) シートベルト着用促進対策（2S：シートベルト対策）

- シートベルト取締り
- 交通安全教育・啓発活動の推進
シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型による指導教育を推進

(3) 飲酒運転根絶対策（3S：サケ対策）

- 飲酒運転取締り
- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくり
「ハンドルキーパー運動」の普及啓発と、自動車運転代行業の利用促進

(4) 速度抑制対策（4S：スピード対策）

- 速度違反取締り
- 道路交通環境の整備
道路管理者と連携し、減速帯の整備などを促進

三重県道路交通法施行細則の 一部改正



平成23年4月1日施行

自転車運転中の携帯電話での通話やメール等の禁止

自転車を運転中に、携帯電話等を持って通話したり、携帯電話、携帯型音楽プレーヤー、携帯用ナビゲーションシステム等の画像を注視することは、注意力が散漫になり、交通事故につながる危険な行為ですのでしてはいけません。



罰則 5万円以下の罰金

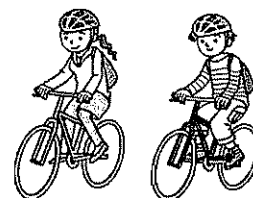


三重県では、自転車同士や自転車と歩行者の交通事故が5年前の3.5倍と増加！

自転車は車両です。交通ルールやマナーを守り、
交通事故防止に努めましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメット着用



三重県警察